くらしの情報案内

救急出動件数 38件
火災出動件数 2件
（2月末日現在）

町民課

税の関係☎47－2203
役場1階 窓口1番

確定申告書の内容もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更生の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。

申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○**問合せ** 北見税部署個人課税第1部門（☎23－7151）

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

平成30年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

○**縦覧対象者**
本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）

○**縦覧期間**
4月1日(日)～5月31日(木)
（土・日曜・祝日は除きます）
8時45分～17時30分

○**縦覧場所** 町民課窓口

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限ります）も納付することができます。

○**とき**
4月11日(水)・5月9日(水)
17時30分～20時

○**ところ** 町民課窓口

福祉保健課

☎47－5555
総合福祉センター 窓口7番

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、4月24日(火)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○**とき・ところ**
6月5日(火)・6日(水)
北見市総合福祉会館（予定）

○**問合せ** 福祉保健課社会福祉係

重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○**問合せ** 福祉保健課社会福祉係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○**問合せ** 福祉保健課社会福祉係

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいをもった方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。

○**サービス内容**
身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など

○**利用者負担**
原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められます。また、施設サービス利用者は食費や光熱水費が利用者負担になります。

○**申請**
利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請を行ってください。

○**問合せ** 福祉保健課社会福祉係

更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか、将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

○**問合せ** 福祉保健課社会福祉係

心の病気で治療中の方に交通費の一部を助成

○**対象の病気**
統合失調症・うつ病・アルコール依存症・てんかん・自閉症など

○**助成範囲および助成額**
町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。

○**助成対象医療機関**
指定自立支援医療機関（精神通院医療に限る）とします。

○**申請に必要なもの**
①印鑑
②通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
③銀行の振込口座番号

○**その他**
当該年度（4月から6月の場合は前年度）の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9，000円を上限とします。

○**問合せ** 福祉保健課健康増進係

特定疾患などで治療中の方に交通費の一部を助成

○**対象となる「特定疾患」など**
「特定疾患医療受給者証または、特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります。

○**助成範囲および助成額**
町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。

○**申請に必要なもの**
①対象となる「特定疾患」などの受給者証、または認定書などの写し
②印鑑
③通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
④銀行の振込口座番号

○**その他**
当該年度（4月から6月の場合は前年度）の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9，000円を上限とします。

○**問合せ** 福祉保健課健康増進係

子ども未来課

☎47－2367

フッ素塗布で強い歯に

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。

受診方法に関する詳しい内容について、対象年齢のお子さんがいる家庭に後日、個別にお知らせします。

○**対象** 1歳から未就学児

○**自己負担** 800円

○**実施期間** 4月～平成31年3月

○**実施機関** 町内の歯科医院

○**問合せ**
子ども未来課子ども支援係

災害で被災された皆様に支援をお願いします

平成30年2月末現在

◇東日本大震災義援金総額　251万3,910円（平成30年3月31日まで受け付け）
◇平成28年熊本地震義援金　13万8,580円（平成30年3月31日まで受け付け）
◇福岡県大雨災害義援金　1万円（平成30年9月28日まで受け付け）
町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします

町社会福祉協議会（☎47-3536　総合福祉センター内）